

1 目的

以下の目的を達成するために、博物館法施行規則第 1 条及び第 2 条に規定する博物館実習を実施する。

- (1) 実習生を指導することによる博物館業務の基本の確認
- (2) 学芸員をはじめとする博物館に興味を持つ人材の育成
※登呂博物館は博物館法第 10 条に規定する「登録博物館」
- (3) 実習を通じての登呂遺跡・登呂博物館の対外への周知拡大

2 実習期間

平成 30 年 8 月 17 日（金）～ 23 日（木） 各日 8 時 30 分～17 時 15 分 計 6 日間

※ 8 月 20 日（月）は休館日

3 実習場所

静岡市立登呂博物館、登呂遺跡（静岡市駿河区登呂五丁目 10 番 5 号）

※実習期間中に他の場所で実習を行う場合がある。

4 受入人数

10 名（先着順） ※特別な事情がない限り、電話受付時点で実習参加可とする。

5 受入条件

- (1) 学芸員資格の取得を目指している者で、大学等からの依頼を受けられる者
- (2) 原則として、実習に全日・全時間参加可能
- (3) 専攻分野・学年・年齢は問わない。ただし、当館が登呂遺跡を中心とした歴史（考古）系博物館であることを承知している者
- (4) 積極性を持ち、かつ勤勉な態度で実習に臨むことができる者

6 受付方法

期間：平成 30 年 3 月 13 日（火） 9 時から平成 30 年 4 月 30 日（月） 17 時 15 分まで

方法：電話（054-285-0476）にて受付

※ 要項は登呂博物館ホームページに掲載

7 提出書類

電話受付後、下記の書類を静岡市立登呂博物館宛てに郵送又は持参すること。

- (1) 実習を希望する者の履歴書（登呂博物館が指定する様式を使用すること）
- (2) 大学等所属機関からの依頼文書

※ 上記の書類を受領後、大学等機関に対して、承諾書（登呂博物館の様式）を送付する。実習生あてには、個別に承諾書を送付しない。

提出先 〒422-8033 静岡市駿河区登呂五丁目 10 番 5 号 静岡市立登呂博物館 宛て

8 留意事項

- (1) 実習態度が不適切な学生は、受入を中止する。
- (2) 当館等への交通費、その他必要な経費は実習生の負担とする。
- (3) 実習期間中の災害傷害保険、賠償責任保険への加入は大学側で対応すること。
- (4) 実習に際し、謝金は不要。
- (5) 実習内容については現在検討中。事前課題を課す場合がある。

9 実習内容（案）

8/17（金） 一日目	概要説明 館内・遺跡見学 教育普及案検討
8/18（土） 二日目	取扱 梱包 体験 写真撮影
8/19（日） 三日目	体験イベント補助
8/20（月）	休館日
8/21（火） 四日目	教育普及案発表 展示計画
8/22（水） 五日目	保存処理施設見学 展示計画
8/23（木） 六日目	展示

10 問合わせ

〒422-8033 静岡市駿河区登呂五丁目 10 番 5 号

静岡市立登呂博物館 武田

☎054-285-0476

E-mail torohaku@city.shizuoka.lg.jp

履 歴 書

平成 年 月 日現在



ふりがな	
氏 名	
昭和 平成	年 月 日生 (満 歳)
男・女	
現住所 〒	
電話	E-mail
実習中連絡先 〒	
電話	

年	月	略歴 (高校卒業以降,大学院修了見込まで)

専攻・研究課題
志望動機

備考

- ・「写真」は顔が明瞭にわかるものであればデジタル画像でも良い。
- ・「E-mail アドレス」は極力 PC のメールが望ましい (フリーメールでも可)。
- ・「実習中の連絡先」が現住所と同じ場合は、記入不要。
- ・記入はパソコン等でも手書きでもかまわない。ただし、手書きの場合は、容易に判読できるよう明瞭に記入すること。